

2010～2011 年度
地区ガバナー
第1副地区ガバナー
第2副地区ガバナー

DIST.

330-A

選挙公報





代議員の皆様へ



ライオンズクラブ国際協会330-A地区
選挙管理委員会

委員長 池田 和 司

陽春の候、代議員の皆様におかれましては、日頃よりライオンズクラブのためにご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度2010～2011年度330-A地区における地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーの選出にあたりまして、グッド・スタンディングのメンバーの立候補がなされ、去る平成22年3月19日に届出の締切りを行いました。その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名、そして第2副地区ガバナー立候補者1名の届出となりました。

選挙管理委員会は、各立候補者の資格審査を行いましたところ、幸いにも各立候補者におかれましては、有資格者であることを確認いたしました。

平成22年4月5日（月）、九段会館において立会演説会が実施され、平成22年4月24日（土）、東京プリンスホテルでの「第56回年次大会」において、各選出の選挙を実施する運びであります。

選挙運動は、平成22年4月2日公示日の翌日である4月3日より4月23日までとなっております。

当然のことながら、公正・公平でクリーンな選挙が期待されているところであり、メンバー各位のご理解とご協力を切にお願いするところであります。

今期は、選挙違反行為に対しましては、従来と同様に迅速且つ厳正に対処するつもりでありますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



330-A 地区・地区ガバナー立候補者



- ・氏名 河合 悦子 (かわい えつこ)
- ・所属 第1R・第3Z 東京みやこLC
(会員番号2283143)
- ・生年月日 昭和10年3月17日 満75歳
- ・住所 〒177-0051 東京都練馬区関町北2-12-10
- ・現職及び
職歴 共立女子学園 中・高校にて英語教師
遠水興業 株式会社 取締役

ライオン歴

- ・1984年3月25日 関東ライオネスクラブ ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・1988年～ 東京櫻ライオンズクラブ 結成 CM
- ・1992～1993年 東京櫻ライオンズクラブ 第一副会長
- ・1993～1994年 東京櫻ライオンズクラブ 会長
- ・1994～1995年 330-A 1R-2Z ゾーン・チェアパーソン
- ・1995～1996年 330-A YE委員会 副委員長
- ・1997～1998年 330-A アイヘルス委員会 委員
- ・1998～1999年 330複合地区 YE委員会 委員
- ・2000～2001年 330-A 1R リジョン・チェアパーソン
- ・2001～2002年 東京櫻ライオンズクラブ 幹事
- ・2002～2003年 東京みやこライオンズクラブへ転籍
330-A献腎・献眼・オープニングアイズ委員会 委員
- ・2003～2004年 東京みやこライオンズクラブ 会長
- ・2004～2005年 330-A レオ・青少年育成委員会 委員長
- ・2005～2006年 330-A YE委員会 委員長
330複合地区 YE委員会 委員
- ・2006～2007年 330複合地区 YE委員会 副委員長
- ・2008～2009年 330-A 女性参加・家族会員推進委員会 委員長
- ・2009～2010年 330-A 第一副地区ガバナー
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 3回

主なアワード受賞歴

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| 国際会長 感謝状 | 2004～2005年度 | クレメント・クジアク会長 |
| | 2005～2006年度 | アショク・メーター会長 |
| | 2006～2007年度 | ジミー・M・ロス会長 |

所信表明

この度2010～2011年度、330-A地区、地区ガバナーとして立候補させていただきました、東京みやこライオンズクラブ所属、L河合悦子です。

昨年、第一副地区ガバナー選挙に於きましては、「感謝、感動、未来」をテーマに、情熱こそ創造と挑戦の原動力と信じ、「過去は変えることはできないが、未来を変えることはできる、まず形を変えましょう」と皆様に訴えまして、多数の方がたの暖かいご支援をいただき、当選することができました。ありがとうございました。その後今日まであっという間に一年が過ぎ去りました。この間、岡野地区ガバナーに随行させていただき、合同例会、クラブアクティビティ、周年行事等への参加により、数多の経験をさせていただきましたが、それは又自らの至らなさを改めて感じる機会ともなりました。変わりました形がより内容の充実したものとなりますよう、尚一層の研鑽を積んでまいりたいと思います。

ここで次期地区ガバナー立候補者としての所信を述べさせていただきますと思います。

1. 青少年健全育成への取り組み

一年間の経験を通し、如何に多数のクラブが未来を担う青少年の心身両面の健全育成を願い、熱心な活動を展開されているかを実感いたしました。個々のクラブのアクティビティがより大きな成果を得られますように、ゾーン、リジョンとの連携をはかっていきたいと思ひます。

全日本規模となった薬物乱用防止活動は、昨今、更に大きく、前向きな展開となる趨勢にあります。一層積極的な姿勢をもって取り組んでまいります。

2. 環境保全への取り組み

青少年健全育成のためにも良好な環境を整えることは必須の条件です。「環境憲章」の周知徹底、各クラブが具体的、かつ継続的奉仕活動として取り組むことができますよう適格な指針を示していきたいと思ひます。

3. 会員増強への取り組み

会員増強は世界各国ライオンズクラブ最大のテーマです。女性会員、若手会員の増強も強く望まれて

いますが、この経済状況の中、クオリティも考えつつの推進は難しい問題です。しかし、積極的なPR、既存会員の存在意識の高揚等により、メンバー1名が1名を勧誘できるような330-Aをめざしたいと思ひます。退会防止への有効的な方策も考えてまいります。

4. 難病対策支援への取り組み

奉仕活動に携わることができている状況に感謝し、様々な難病に苦しむ方がた、その難病対策に取り組んでいる方がたに対して、ライオンズクラブとしてどのような協力、支援ができるかを考えております。皆様方のご協力を得ることができまことを期待し、熱い感動を共有できるような奉仕事業を模索してまいります。

5. 情報の周知徹底への取り組み

昨今、ライオンズクラブにおいてもIT化促進への努力の成果はめざましいものがあります。しかしその過程において、国際協会、地区、クラブ、クラブメンバー間の情報の共有が、時として害われる可能性もあります。一人一人のメンバーが、同じ情報を確実に共有できるような方策もこのIT化の時代故にまた考えるべきかと思ひます。会長会の開催、キャビネット会議傍聴制度も設けたいと考えております。情報の共有は、メンバーそれぞれが、ライオンズクラブに所属していることへの存在感、誇りとなり、元氣な未来のライオンズクラブ構築につながることを期待したいと思ひます。

女性としての感性、母としての強さ、平和を愛する熱い思いを持ち続け、みなさまとともに奉仕の輪をさらに大きく広げてまいりたいと思ひます。「和の心で繋ぐ躍動の330-A」「行動の一年」をめざし、以上のお約束に真摯に取り組まますことをお誓ひいたします。



330-A 地区・第1副地区ガバナー立候補者



- ・氏 名 大石 誠 (おおいし まこと)
- ・所 属 第2R・第2Z 数寄屋橋LC
(会員番号 375901)
- ・生年月日 昭和20年1月4日 満65歳
- ・住 所 〒168-0065 東京都杉並区浜田山2-15-1
- ・現職及び
職歴 株式会社 太陽リアルエステート 代表取締役

ライオン歴

- ・1985年10月 東京数寄屋橋 ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・1989～1990年 クラブ幹事
- ・1992～1993年 330-A地区 会員委員会委員
- ・1993～1994年 330-A地区 レオ・青少年育成委員会委員
- ・1994～1995年 330-A地区 会員委員会副委員長
- ・1995～1996年 クラブ第一副会長
- ・1996～1997年 クラブ会長
- ・1997～1998年 クラブ前会長
- ・1998～1999年 330-A地区 キャビネット副幹事
- ・1999～2000年 330-A地区 会則・政策委員会副委員長
- ・2000～2001年 330-A地区 キャビネット幹事
330複合地区 ガバナー協議会運営委員会委員
- ・2001～2002年 330-A地区 2Rリジョンチェアマン
- ・2002～2003年 330-A地区 選挙管理委員会副委員長
- ・2003～2004年 330-A地区 年次大会委員会副委員長
- ・2005～2006年 クラブ理事
- ・2006～2007年 330複合地区 ガバナー協議会運営委員会副委員長
- ・2007～2008年 クラブ理事
- ・2008～2009年 330-A地区 LCIF委員会委員長
330複合地区 LCIF委員会委員
- ・2009～2010年 第二副地区ガバナー
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 3回

主なアワード受賞歴

- ・2000～2001年 ・国際会長感謝状受賞

所信表明

この度、第一副地区ガバナーに立候補させて頂きました。大石誠でございます。

立候補に当たり、330-A地区の発展並びに地区内クラブ発展の為に一身を尽くしたいと決意をあらためて強く致しました。

昨年の第55回年次大会で第二副地区ガバナーに推挙を頂き早一年が過ぎます。私には緊張の連続であり、アツという間の一年でしたが、先輩の方々のご指導を賜り多くのことを学ぶことが出来た有効な一年でした。

ガバナー公式訪問での事前懇談会では、各クラブの会長幹事の方々がクラブ活性化に真剣に取り組まれておられる様子を拝見しながら、会長の皆さまのリーダーシップの大切さと、それを支える会員一人一人の「ライオンズの誓」「ライオンズのモットー」に基づいた意識と行動の大切さを痛感しました。

今、クラブでは色々な問題を抱えています。多くのクラブの共通した問題は、会員の減少、奉仕活動のあり方、クラブ運営の方法、キャビネットとのコミュニケーション等であります。

私は、地区内クラブの皆さまと連携してこれらの問題解決に真剣に取り組み、クラブの活性化を成し遂げなければならないと考えております。

又、地区にも解決しなければならない多くの問題があります。私はライオンズクラブの社会的認知度を高めること、時代に適した新クラブの結成、そして青少年問題及び環境問題に積極的に取り組みながら、地区の発展の為に貢献したいと考えております。

(会員の増強と退会の防止)

地区内クラブ並びにライオンズクラブ国際協会の維持と発展のためには、会員の増強と退会の防止は、永遠のテーマです。

前年度は、家族会員制度が導入され会員が増加しましたが、減少傾向は止まったとは思えません。

退会される理由には、仕事のこと、健康問題、人間関係の問題そしてクラブ運営のあり方等、さまざまな事情があります。

そのような状況の中で、退会を防ぐためには、まず今迄行って来たクラブ運営を基本に戻り検討をし、時代に適ったクラブ運営をすることが大切だと考えます。

増強については、クラブの会長の皆さまと連携をして具体的な数値目標を掲げ会員増強に取り組みたいと考えています。

更に、キャビネットでは新クラブ結成を強力に推進をし地区の発展に貢献をしたいと考えています。

(環境問題)

地球温暖化を始めとする地球環境問題に対して、私達は誠実に対応し、人類の将来に悔いを残さないようにしなければなりません。

我が国はもとより多くの国の人達が、関心を強めております。330-A地区の環境委員会は、問題解決の方法について各クラブに対し啓発活動を続けて参りました。そして各クラブでも、それぞれの地域に根差した環境保全活動を展開されていますので、更にキャビネットも力づよい支援を行わなければなりません。

そして地区として地球を護るための一つの推進力になるためにも具体的な新しい方法を検討したいと考えております。

(青少年問題)

マスメディアで報道されているように麻薬の魔手は、有名な芸能人を始め大学生にも及んでおり、我々の将来を託する青少年から麻薬を根絶して、健全な青少年の育成をすることが焦眉の急であります。

今迄我々は、ダメ、ゼツタイの下で薬物乱用防止の活動を継続して参りましたが、その運動が更に重要であることを認識し青少年健全育成と合わせて、地区として新しい対策を検討したいと考えております。

(ライオンズクラブの評価を高める)

日本国内でのライオンズクラブの評価を高めるために
第一に 330-A地区の公益法人化を検討したいと考えています。

第二に 各クラブの奉仕活動で、LCIF交付金を利用していただき、より大きな社会貢献が出来るよう支援を致します。

地区及び地区内クラブには多くの課題があります。私は活動の原点であるクラブの活性化、会員の維持増強、ライオンズクラブの社会的な認知度を高めること、更に環境問題という人類全ての共通の課題及び、日本の将来を担う青少年の健全育成に、会員のみなさまと連携して解決に努力してまいります。

メンバー各位のご理解と絶大なご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。



330-A 地区・第2副地区ガバナー立候補者



- ・氏名 阿久津 隆文 (あくつ たかふみ)
- ・所属 第3R・第3Z 東京赤坂LC
(会員番号 978585)
- ・生年月日 昭和26年11月25日 満58歳
- ・住所 〒108-0071 東京都港区白金台5-12-3
芝白金ヒルズ204
- ・現職及び
職歴 株式会社 アセットマネジメント 代表取締役

ライオン歴

- ・1997年7月 東京赤坂 ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・1998～1999年 クラブ副幹事
- ・1999～2000年 クラブ幹事
- ・2000～2001年 クラブ理事
- ・2001～2002年 クラブ会長
- ・2002～2003年 8R1Zゾーンチェアマン、クラブ理事
- ・2003～2004年 キャビネット副幹事、MERL委員、クラブ理事
- ・2004～2005年 8Rリジョンチェアパーソン、クラブ理事
- ・2005～2006年 法人管理運営建設計画特別委員会副委員長、クラブ理事
- ・2006～2007年 総合事務所建設準備委員会副委員長、運営協議会委員
CFS II 特別委員会8Rコーディネーター、クラブ理事
- ・2007～2008年 会員増強委員会副委員長、クラブ理事
- ・2008～2009年 会員指導力育成委員会副委員長、クラブ理事
年次大会登録部会副委員長
- ・2009～2010年 指導力育成委員会副委員長、クラブ理事
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 1回

主なアワード受賞歴

国際会長賞4回

その他

国際大会5回参加、東南アジアフォーラム9回参加



所信表明

「変から新へ」時代も変化の中で大きく変わってきております。ライオンズクラブもライオニズムの原理原則を踏まえ、330-A地区を時代に合った新しい形に構築するべく、私はこのたび、東京赤坂ライオンズクラブのメンバー全員からの推挙を頂き、クラブアクティビティとして次期2010～2011年度第2副地区ガバナーに立候補する決意を致しました。

私はライオンズクラブに入会以来、そのライオンズ活動において貴重な体験とライオンズの素晴らしさを実感致しました。しかしながら全体的に形骸化して見えることが多くなりました。従来通りでなく、時代の変化を感じ取り、より良く新しい発想が必要です。今まで多くのメンバーの皆様方との意見交換をしてきたことを活かし、さらに現在の副地区制度での2年間を有効に使いクラブ訪問することにより現状認識を深め、時代に合った内容でクラブの再活性化を実行致します。メンバーが初心に戻りライオンズの誓いを再確認し、ライオニズムを先輩方の知恵と新しい若い力で実行しクラブ再活性化を行い、活力ある330-Aの再構築を致します！

1. 爽やかな選挙運動の実行、そして融和のある330-Aへ

クラブ主体で明るく公明正大な奉仕団体としての選挙運動を行います。選挙運動での無駄を省き、今後情熱のある方が出やすい選挙を致します。それにより融和のある330-Aへ

2. 活力あるクラブづくり、330-Aの再活性化

魅力あるクラブづくりが必要です。これにはメンバーの協力と意識改革が必要です。クラブでの検討を行動へ、再活性化のためクラブづくりを地区が連携して実行致します。

- ①会員増強そして地域社会との関係確立
- ②合同例会の実施、そしてクラブ合併
- ③単一クラブのアクティビティから他クラブとの共同アクティビティへ
- ④若いメンバー・女性メンバーの方々のための環境作り
- ⑤例会の改革、会議のマナー化・硬直化の打破
- ⑥アクティビティの本質を再確認する。

汗をかいたか、涙を流したか、感動したか

3. メンバーそしてクラブ目線に立ったキャビネット運営

メンバーとクラブの目線に立ったサポートセンターとしてのキャビネット運営を行います。委員会においてはメンバーとクラブをサポートできる体制を作ります。前年とも連携し、良い事業は継続し、改善が必要なものは変えていきます。

4. ライオンズディでの統一行動

地域に対するPR効果も兼ね、地域別での統一行動を実施します。

各クラブ別の行動も同時に行うことでの効果は大きいです。

5. 環境問題と危機管理

環境問題は既に始まっています。地域・家庭・会社等で行動できる具体的な球環境保全運動をクラブとともに考え実行しましょう。

東京における防災に対する受ける側の危機管理が必要です。クラブ・キャビネットの危機管理体制を確立致します。

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第56回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は503名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は21名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。9時50分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めるとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見ることが出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行すること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第10条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第11条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第8条及び第9条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえで、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わぬ立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第12条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第13条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第14条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第15条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第16条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第17条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第18条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第19条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第20条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第21条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処置を講じ、違反のないように務めなければならない。

第22条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年1月17日一部改定。
5. 平成18年4月22日一部改定。
6. 平成19年3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月6日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第12条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

選挙日程

次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー

1 立候補届出日

受付日時 2010年3月19日(金) 13時30分～16時30分
届出締切日 当日時間内限り
受付場所 330-A地区キャビネット事務局 選挙管理委員会

2 資格審査日

2010年3月26日(金)

3 公示日

2010年4月2日(金)

4 選挙運動期間

自 2010年4月3日(土)
至 2010年4月23日(金)

5 立会演説会

2010年4月5日(月) 13時30分～15時30分
九段会館(大ホール) 東京都千代田区九段南1-6-5
TEL: 03-3261-5521

6 選出日

第56回年次大会当日
2010年4月24日(土)
東京プリンスホテル